

○警報発令時や地震発生時における生徒の登校について

1 河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の警戒レベル3～5（警報）、暴風・暴風雪・大雪警報および特別警報が

単独または複数で発令された場合 ※ 令和8年5月下旬より警報の名称が変更されます。

(1) 午前7時の時点で「芦屋市」に上記警報発令中の時 **家庭待機**

※「阪神」地域（三田市・猪名川町・宝塚市・川西市・伊丹市・尼崎市・西宮市・神戸市）に上記警報が発令されていても「芦屋市」が含まれていなければ、通常通りの登校となります。

(2) 午前9時までに警報が解除されない場合 **臨時休校**

(3) 午前9時までに警報が解除された場合 **解除されしだい登校** ※原則として給食は実施します。

(4) 登校後に上記警報（特別警報）が発令された場合

○天気予報と周囲の状況等の安全が確認されましたら下校します。

学校長の判断によって安全適切な処置をとります

※下校時刻により給食を食べるかどうか判断します。

気象は、局地的な変化をします。注意報の時点または警報解除後でも、自宅付近の状況を優先して対応してください。遅刻、欠席等の心配はしないで、安全第一に行動してください。

2 地震発生時の場合

(1) 芦屋市に震度5弱以上の地震が発生した時 **臨時休校**

(2) 在校中に、芦屋市に震度5弱以上の地震が発生した時

ア、運動場等の安全な場所へ避難し、生徒のケガの有無を確認

イ、校舎内外の被害状況を確認

ウ、校舎の安全が確認できた場合は、生徒は校内で待機。授業は中止

エ、その後、校区内の安全が十分に確認できた場合は、生徒は下校

オ、校区内の安全が確認できない場合は、生徒は引き続き学校で待機

3 津波警報 発令の場合

校舎3階に避難。津波警報が注意報に引き下げられ、校外の安全が確認されたら生徒は下校

4 大津波警報 発令の場合

山手小学校へ避難。＊但し、生徒の移動が困難と判断した場合は、校舎3階に避難。大津波警報が注意報に引き下げられたら、生徒は下校。

※津波警報、大津波警報発令中に保護者が迎えに来られた場合も、引き渡しは行わず、注意報に引き下げられるまでは、生徒と一緒に避難場所で待機とします。

5 その他

ア、その他の警報（波浪警報等）については上記の通知対象外とします。

イ、臨時休業のメール配信は行いますが、テレビ・ラジオの気象情報をよくご確認ください。

ウ、緊急連絡網「ミマモルメ」で情報を発信しますので、未加入の方は、必ず手続きいただきようお願いいたします。

○震度5弱以上の地震が発生した時の対応について

中学校では原則、学校内外の安全が確認され次第、速やかに下校させます。小学校のような保護者との引き渡しは行いませんのでご確認をお願いします。